

# 機材レンタル会員規約

法人様用

この規約は、株式会社協和産業（以下、甲という）が機材レンタルにおける会員（以下、乙という）の定義と、会員が当サービスを利用する際に適用される規則を定めるものです。

## 第1条（使用目的）

乙は機材を撮影等の目的にのみ使用し、他の目的に使用しない。

## 第2条（本契約の期間）

本契約は1年間とする。但し、期間満了時まで、乙から契約終了を表明するものとし、その表明がない場合は、自動的に同一内容を持って向こう一年延長する。（以降もこの例による）

## 第3条（賃料）

乙は甲に対して現金または毎月末日までに、当月分（前月21日から当月20日までの賃料）を甲指定の銀行口座に振り込んで支払う。銀行振込、代金引換に要する費用、手数料は乙の負担とする。発送の場合は発送前までに入金もしくは代引きまたは上記条件にて甲の指定する期日までに振込みを行う。但し、新規契約後の3回までは現金の支払いとする。

## 第4条（使用上の注意義務）

乙は、賃貸借物件を（付属物件を含む以下物件という）責任を持って取り扱うと共に完全に保管するように図らなければならない。国外へ持ち出ししない事。

## 第5条（時間規定）

乙は、甲の定める時間内に賃貸借物件の引取り・返却を行うこと。

## 第6条（禁止行為）

乙は下記の行為をしてはならない。  
1：賃借権を第三者に譲渡し又は担保に供すること。  
2：物件を第三者に転貸し又は使用させること。  
3：甲又は物件に損害を与える行為。

## 第7条（修理）

乙は修理を要する箇所を発見した場合は直ちにこれを通知する。甲はその費用を負担して修理を実施する。但し、乙の故意又は過失を原因とする修理は乙がその費用を負担する。

## 第8条（免責）

甲は下記の損害について責任を負わない。  
1：乙が甲の物件を使用中に発生したトラブル等による損害。  
2：乙の予約物件を甲の事情により貸出しできなくなった場合。

## 第9条（引取り・返却）

物件の引取り・返却の担当者は年齢20歳以上、日本国籍の方とし、乙は甲に担当者の氏名を提示する。甲は担当者以外に物件を譲渡しないこと。来店にて引取りの際は身分証明（有効期限内の自動車運転免許証又はパスポート）を必ず提出すること。無い場合はいかなる理由があろうとも貸出ししないこと。発送にて引取りの場合は甲が事前に発送先を確認し、乙はその発送先にて機材の受取を行うこととする。

## 第10条（届出事項）

乙に下記の事項が生じたときは、直ちに甲にその旨を書面で届け出る。  
1：名称・商号・住所・代表者の変更をしたとき。  
2：組織変更または合併したとき。  
3：連帯保証人の変更事項が発生したとき。  
4：担当者が離職したとき。  
5：その他甲が特に指定する事項。

## 第11条（規定外事項）

本契約に定めない事項及び契約事項の解釈の疑義については、甲乙誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

## 第12条（キャンセル）

キャンセルは引取り・発送日の2日前までに連絡すること。前日キャンセルした場合は、全機材1日使用金額の30%金額、当日キャンセルした場合は、全機材1日使用金額の全額を請求することとする。

## 第13条（機材の故障・損傷及び盗難・紛失等）

乙は甲より借り受けた機材を使用前に充分点検し、故障の有無を改めて確認する。事前点検の上、故障・不具合があった場合速やかに甲に連絡する。乙の過失により賃貸物件を損傷させた場合、乙は速やかに甲に連絡し状況（日時、場所、原因）を報告することとする。その後、甲は修理の手配をするが動産保険適用のカメラに限り、乙に対する請求は1物件につき上限1万円までとする。その他、消耗品、オプション類等動産保険適用外の故障に関しては全額乙の負担とする。また、貸出期間中の盗難・紛失等の場合、全額乙の負担とする。なお、機材の貸出後の自然故障については甲、乙共にそれに付随する責任義務はないものとする。

株式会社協和産業の上記の会員規約に同意し遵守される方は下記にご記入お願い致します。

ご契約者様 会社名

住所

電話番号

FAX

代表ご担当者様 氏名

携帯番号

実印

印

令和 年 月 日

# 法人用会員登録シート

会社名		実印
代表者氏名		
住所		
ホームページ URL		
電話番号		
FAX番号		

担当者署名		印
担当者携帯番号		
メールアドレス		

ご担当者様 顔写真付身分証書

添付